

輸血管理料 I 及び II の施設基準に係る届出(報告)書添付書類

1 輸血部門における(専任)常勤医師の氏名	
2 輸血部門における常勤臨床検査技師の氏名等	
氏名	
	専任 ・ 専従
	専任 ・ 専従
	専任 ・ 専従
3 輸血部門における臨床検査技師の勤務状況	
日勤名、	当直名
4 輸血部門における輸血用血液製剤等の管理状況	
輸血用血液製剤の一元管理	実施している ・ 実施していない
アルブミン製剤の一元管理	実施している ・ 実施していない
5 輸血用血液検査を常時実施できる体制	
	あり ・ なし
6 輸血療法委員会の開催状況及び取組状況	
年間開催回数	回 / 年
取組内容	
7 輸血に係る副作用監視体制	
輸血前後の感染症検査	実施している ・ 実施していない
輸血前の検体の保存	保存している ・ 保存していない
8 「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の遵守状況	
	遵守している ・ 遵守していない
9 新鮮凍結血漿、赤血球濃厚液及びアルブミン製剤の使用状況	
①赤血球濃厚液(MAP)の使用量	① 単位
②新鮮凍結血漿(FFP)の全使用量	② 単位
③血漿交換療法における新鮮凍結血漿(FFP)の使用量	③ 単位
④アルブミン製剤の使用量	④ 単位
FFP/MAP比	( ② - ③ / 2 ) / ① =
アルブミン/MAP比	④ / ① =

[記載上の注意]

- 「3」の臨床検査技師の勤務状況について具体的にわかるものを添付すること。
- 「6」の輸血療法委員会の開催状況及び取組状況については、血液製剤の使用実態の報告等、症例検討を含む適正使用推進方策の検討、輸血療法に伴う事故・副作用・合併症の把握方法と対策等、その取組内容について記載すること。また、輸血療法委員会の目的、構成員、開催回数等を記載した輸血療法委員会の設置要綱等を添付すること。
- 「9」のアルブミン製剤の使用量は、使用重量(g)を3で除して得た値を単位数とする。また、自己血輸血については、輸血量 200 mLを赤血球濃厚液 1 単位相当とみなし、赤血球濃厚液の使用量として計上すること。さらに、新鮮凍結血漿については、輸血量 120 mLを1単位相当とみなす。